職員の飲酒運転根絶に向けた「決意と行動」

平成２８年７月　北　海　道
【最終改正：令和４年６月】

＜職員の飲酒運転根絶に向けた決意＞

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が制定され、関係機関や道民の皆様と共に、飲酒運転の根絶に向けて取り組んでいる中、本年6月、道民の先頭に立って取り組むべき道庁職員、警察官、教職員の飲酒運転による検挙や逮捕等が続発したことは、道民の皆様の信頼を大きく損なう行為であり、真摯に反省しなければならない。

今回の事案を契機に、組織全体としてこの事態を重く受け止め、危機感を共有し、職員一人ひとりが、今一度、道職員としての自らの立場を自覚するとともに、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という条例の理念を深く心に刻み、道職員による飲酒運転を起こさないことを決意し、再発防止対策の行動を徹底していくものとする。

《趣旨》

職員一人ひとりが、自らはもとより、同僚職員も含めた飲酒運転の根絶を決意し新たに、意識改革の徹底、交通安全運動の実践等の取組を行うため、その取組内容を定めた再発防止策として策定するものであり、道庁職員は、この「決意と行動」を自らのものとし、一丸となって飲酒運転の根絶に向けた取組を徹底するものとする。

第１　飲酒運転根絶取組強化期間の設定

今回の飲酒運転事案を受け、本年７月１３日（飲酒運転根絶の日）から９月３０日までを「飲酒運転根絶取組強化期間」（以下「取組強化期間」という。）と位置づけ、職員は本取組を集中的に実施することとする。

加えて、飲酒運転の根絶に向けた職員の規範意識を確立するためには、取組を一過性のものとせず、繰り返し継続することが重要であることから、毎年度、飲酒運転根絶の日の前後において取組強化期間を設け、職員の飲酒運転の根絶に向け不断に取り組むこととする。

第２　飲酒運転の根絶に向けた具体的な取組

職員は、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」の内容を遵守することはもとより、道民に率先して飲酒運転の根絶に関する施策に取り組むとともに、職員による飲酒運転を根絶するため、特に次の事項について、徹底して取り組むものとする。

１　職員への指導・啓発活動の強化

○　「飲酒運転根絶誓約書」の提出及び飲酒運転根絶カードの配布等

全職員が、「飲酒運転根絶道民宣言」や「職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」（後述）等を記した「飲酒運転根絶誓約書」に記名・押印の上、所属に提出するとともに、自らも写しを保管し、飲酒運転根絶に向けた職員としての決意表明と、常日頃からの規範意識の確認等を行う。

また、誓約書と同じ内容が記載されている飲酒運転根絶カードを作成し、各職員が記名した上でカードを携行することで、飲酒運転根絶を意識する習慣を日常的に醸成する。

＜実施時期＞　今年度の取組強化期間から実施（新規採用職員については、入庁の際の宣誓時に実施）

○　「職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」の徹底

職員は、「飲酒運転根絶道民宣言」に掲げる「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」「やむを得ず車で行ったときは、公共交通機関や代行運転などを利用します。」に関し、その判断基準を明確にするために定められた別紙「職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」を遵守すること。

＜実施時期＞ 通知の施行日（平成３０年４月２６日）から実施

【平成３０年２月に職員が飲酒運転で検挙されたことを踏まえた改正】

○　執務室での「飲酒運転根絶道民宣言」の掲示

「飲酒運転根絶道民宣言」について、道の全ての職場でこれを掲示し、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という規範意識を定着させる。

公用車にステッカーを掲示し、運転する職員が、常に飲酒運転の根絶に係る規範意識の確認を行うとともに、職員として率先して取り組む姿勢を明らかにする。

また、自家用車への掲示についても、奨励する。

＜実施時期＞　今年度の取組強化期間から開始（宣言の掲示は毎年更新）

○　職員の交通安全運動への積極的な参加

各地域で実施している交通安全運動に、担当部局職員だけではなく全職場の職員

が積極的に参加し、道職員全体で交通安全意識の啓発に努めるとともに、交通安全を自ら率先して実践すべき道職員としての責務を、行動により再認識する機会とする。

＜実施時期＞　年４回（春、夏[7/13 飲酒運転根絶の日]、秋、冬）に実施する交通安全運動で実施

２　各職場単位での多様な取組の推進等

○　管理職員からのきめ細やかな注意喚起等の徹底

各所属の管理職員は、休前日の夕方等において、所属職員に対し、飲酒運転防止に向けた注意喚起を行うことを徹底する。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

○　自動車等運行前の対応

自動車等を運転する前日には、過度な飲酒を避け、運転前８時間以内における飲酒は控えるとともに、飲酒後８時間を経過してもアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことを認識した上で、日頃から、自らの体質や体調に合った飲酒に心がけるものとする。

各所属の管理職員は、職員が公用車を運転する際、前日の飲酒の有無や飲酒量、飲酒後の経過時間のほか、職員の顔色、吐息等を必ず確認するものとする。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

○　飲酒運転の根絶に向けた研修の実施

既に行っている階層別研修やコンプライアンス確立月間（毎年５月）における職場研修に加えて、毎年度の取組強化期間には、全職場において、研修資材を活用するなどして、職場研修を実施する。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

○　飲酒と健康管理に関する研修の実施

飲酒による判断能力の低下など、身体に与える影響等の理解を深めるため、医学的な観点等に基づき、専門家等から職員に対する研修を実施する。

＜実施時期＞　今年度の取組強化期間から開始

○　各職場単位での実践事例の募集と全庁での共有

各職場単位で、職員の意見やアイディアをもとに、飲酒運転の根絶に向けた様々な取組を検討し、実践する。また、これらの実践事例を募集し、全庁で共有するとともに、効果的な取組事例については、全庁での展開を検討する。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

３　民間団体等との連携

○「北海道飲酒運転根絶推進協議会」との連携

交通安全対策に関係する企業、団体、行政機関等により構成される標記協議会に、各任命権者の人事担当部局職員が参加し、飲酒運転防止対策の共有化等を各任命権者が連携して進め、それぞれの取組に反映する。

＜実施時期＞ 次回開催予定の協議会から参加

第３　職員の飲酒運転事案が万が一発生した場合の対応

○　交通違反速報室の設置

庁内の迅速な情報伝達を徹底し、速やかな公表につなげるため、飲酒運転等が発生した場合の速報窓口を人事課に設ける。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

○　飲酒運転発生時の公表

職員の飲酒運転は決してあってはならないものであるが、万が一、職員の飲酒運転事案が発生した場合は、道民の先頭に立って飲酒運転の根絶に向けて取り組まなければならない立場であることや、再発防止の観点等を踏まえ、速やかに公表し、道民への説明責任を果たす必要がある。

このため、職員は飲酒運転で検挙された場合は、直ちに所属長に報告し、所属長は直ちに交通違反速報室に連絡するとともに、速やかに事実確認等を行った上で、逮捕等の有無にかかわらず、迅速に事案の概要等について公表することを基本とするものとする。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

○　懲戒処分等の取り扱い

飲酒運転を行った場合は、条例や飲酒後８時間以内の運転など本取組に定める取組等の遵守状況等、個別の事案ごとの状況により、懲戒処分の量定を加重する。

加えて、飲酒運転による処分に関する職員向けの啓発用パンフレットの配布等を行い、処分による職業・家庭生活上の影響の大きさを職員や家族に周知徹底することを通じて、職員の飲酒運転を抑止する。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

別紙

職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項

職員は、「飲酒運転根絶道民宣言」に掲げられた「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」を原則とし、「やむを得ず車で行ったときは、公共交通機関や代行運転などを利用」する場合にあっても、次の事項に留意し、飲酒運転の根絶に取り組みます。

1　共通事項

（1）「飲酒の場」とは

「道民宣言」中の「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」における「飲酒の場」とは、飲酒することを目的とした場には車で行かないとの趣旨であることから、居酒屋、食堂、レストラン、喫茶店、友人宅等も含め、飲酒を目的として行く「場所」を「飲酒の場」とする。

（2）次の場合はこの取扱の対象外とする。

①　体質的にアルコール飲料を摂取できない者

②　飲酒をしないことを前提に参加し、飲酒しない者（※ハンドルキーパーも含む。）

※　ハンドルキーパーとは、車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで仲間を自宅等まで送り届ける人のことをいう。なお、ハンドルキーパーを含め、飲酒をしないことを前提に車で参加した者は、その旨をその他の参加者に告知し、理解、協力を得ること。

③　飲酒をしたところに宿泊する者

※　翌日、自動車を運転する前日には、過度な飲酒を避け、運転前８時間以内における飲酒を控えること。（「決意と行動」に基づき留意）

2　飲酒の場に車で行くことを「やむを得ない」とする条件

	「やむを得ない」と認められる場合	その場合の必要な条件
業務に関連した行動（親睦会、会議後の懇親会など）	次のいずれかに該当する場合 ①　勤務地の交通事情に照らして、「通勤において自宅から職場まで」又は「職場から飲酒の場まで」の移動において、公共交通機関の利用及びタクシーの利用が著しく困難な場合 ②　「障がい等を有するため」、「日常生活において子どもの送迎や親族等の介護等のため」又は「飲酒の場までの物資等の運搬のため」、公共交通機関を利用することが著しく困難で、かつ、タクシーの利用の負担が大きい場合	・飲酒前に、運転代行を手配し又はハンドルキーパーを確保していること。 ・管理職員、幹事職員をはじめ、各職員が運転代行手配の状況やハンドルキーパーが飲酒していないかどうか相互に声かけ、目配りを行うとともに、代替手段による帰宅を見届けること。
私的な行動	「やむを得ない」かどうかの判断については、目的、その時々の状況、地域事情等も様々であることから、最終的には、職員としての自覚とモラルをもって対応すること。 なお、その場合にあっても、飲酒前に、運転代行を手配し又はハンドルキーパーを確保すること。	

＜飲酒運転により職員が検挙された場合の対応フロー＞

事故者	事故者の所属	交通違反速報室
飲酒運転の検挙 ■ 直ちに所属長に事実を報告（休日、夜間においても直ちに報告）	■ 所属長は直ちに部局長に報告 ■ 所属長は事故者に対して、事故の有無や飲酒運転、検挙の状況等を確認 ■ 直ちに第一報を知事、副知事、交通違反速報室等に報告。 ■ 人身事故を併発し被害者がいる場合など、必要に応じて職員を現地に派遣し、情報収集や事故対応等を実施。 ■ その後、事実確認の進展状況等に応じて順次報告。 ■ 把握できている情報をもとに、速やかに報道発表を行い、道民に情報を公開（事故発生から24時間以内を基本） ■ 所属職員への注意喚起や再発防止策を速やかに実施	■ 所属での対応をフォローアップ ■ 速やかな公表等につなげるため、情報の整理・分析のほか必要な助言を実施
■ 裁判所から刑事処分		■ 刑事処分等を踏まえ、事故者及び所属の管理監督者への懲戒処分等を実施。 ■ 処分の内容等を報道発表

※上記はあくまでも基本フローであり、状況等に応じて順序等が変動することがある。